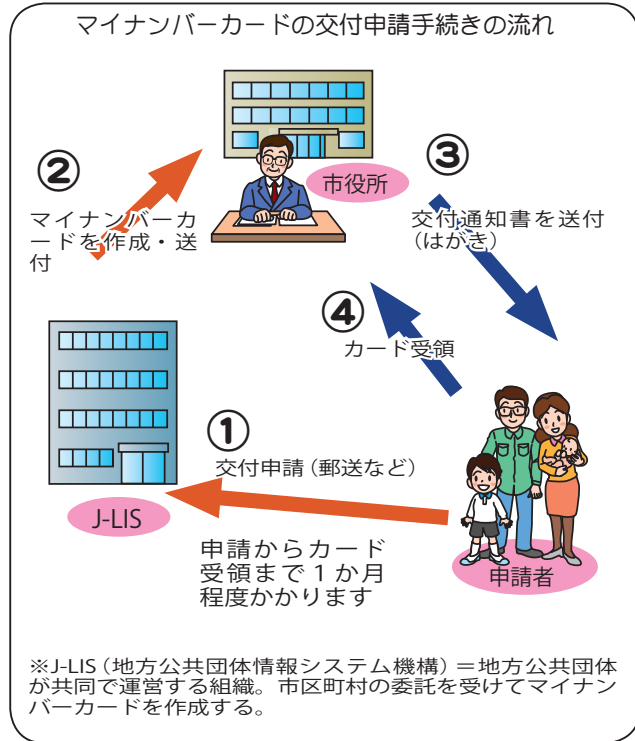




マイナンバーカード交付時の注意事項

- 交付に必要な本人確認書類などに不足がある場合、交付できません。（再度来庁となります）
- 申請者が15歳未満または成年被後見人の場合、本人と一緒に法定代理人が同行してください。
- 本人が病氣、身体の不調などのやむを得ない理由で、市役所への来庁が難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。代理人交付の場合、必要書類が通常と異なるため、事前に連絡をお願いします。

電話による詐欺や消費者被害などの未然防止に、**自動通話録音機の無償貸出を実施します**

市では、電話による特殊詐欺や消費者被害などを未然に防止するため、8月1日（火）より自動通話録音機の無償貸出を開始します。

録音機を自宅の固定電話に取り付けると、呼び出し音が鳴る前に発信者に対して警告メッセージを流し、自動的に会話を録音することで、詐欺などの被害防止効果が期待できます。

※録音機の設置は利用者ご自身で行っていただきます。お使いの電話機によっては接続できない場合があります。

貸出対象 市内に住所を有する65歳以上の方が居住する世帯（すでに同様の録音機が設置されている世帯は除く）

台数 100台（先着順。1世帯211へ）

申請方法

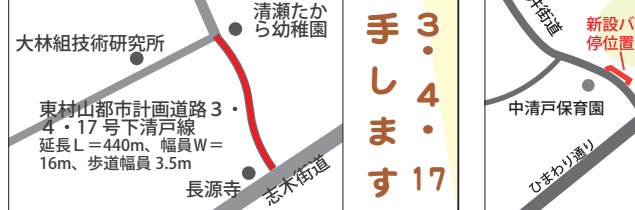
問合せ 8月1日（火）以降の平日午前9時から午後5時までの間に、防災防犯課防犯係または消費生活センターで配布する申請書（市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を記入し、65歳以上の方の身分を確認できるもの（運転免許証などその方の身分証明書が必要）を持参のうえ、直接防災防犯課防犯係（☎042・497・1848または消費生活センター☎042・495・6211へ）

都市計画道路「東3・4・17号線」の事業に着手します

東村山都市計画道路事業3・4・17号下清戸線に関して、事業認可を取得しましたのでお知らせします。

事業地 下清戸四丁目・下清戸五丁目地内

縦覧場所・問合せ まちづくり課 ☎042・497・2093



これからマイナンバーカードを申請される方へ

マイナンバーカードの申請はお済みですか？ マイナンバーカードは、1枚でマイナンバーの証明と本人確認が同時にできる唯一のカードです。申請方法などについて、改めてご紹介しますので、ぜひご利用ください。

問合せ 市民課住民係 ☎042・497・2037

◆郵送
◆スマートフォン・パソコンから
◆まちなかの専用証明写真機から（有料）

のいずれかの方法で申請することができます。各申請手順については、平成27年11月末ごろに通知カードと一緒に送られたリーフレットまたはマイナンバーカード総合サイト（<https://www.kojinban-go-card.jp/>）を確認ください。

※お手元に交付申請書がない場合や申請書に記載されている本人の氏名や住所などが変わった場合は、市民課または野塩・松山出張所で新しいマイナンバーカード交付申請書を取得してください。（取得方法など詳しくは下記へお問い合わせください）

交付までの流れ

- ① 申請者が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）へマイナンバーカードの交付を申請します。
- ② J-LISで作成されたマイナンバーカードが市役所へ送られます。
- ③ 市役所市民課から、ご自宅宛に「交付通知書（はがき）」が届きます。
- ④ 「交付通知書（はがき）」に記載されている交付期限までに、市役所一階交付受付室でマイナンバーカードを受け取ってください。（交付時にパスワードを設定していただきます）

◆持ち物 交付通知書（はがき）、通知カード（回収します）、本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、印鑑

公共施設使用料の改定について

平成30年4月1日より、市内公共施設の使用料を改定します

公共施設の使用料は、開設以来据え置けてきたものがほとんどで、市では社会経済状況の変化や利用する人々利用しない人との負担の均衡などの観点から、料金体系の見直しが必要であると考えてきました。このような状況に対応するため、市民参画による委員会やパブリック・コメントを実施し、市民の意見を踏まえたうえで「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」を策定しました。

今回の改定はこの方針に基づいて使用料の算定方法を見直したため、値上げだけでなく値下げする施設も含まれています。

各施設の使用料は、下表の問合せ先におたずねいただくか、市ホームページをご覧ください。なお、新使用料は平成30年4月1日以降に支払う使用料から適用されます。平成30年4月1日以降の使用について3月までに申請し、納入する場合は改正前の使用料を適用。

問合せ 下表にある各施設の問合せ先へ

該当施設	問合せ先
松山地域市民センター	松山出張所 ☎042・491・5153
野塩地域市民センター	野塩出張所 ☎042・493・4014
下宿地域市民センター	
竹丘地域市民センター	
中清戸地域市民センター	
中里地域市民センター	
松山集会所	清瀬文化スポーツ事業団 ☎042・493・4033
竹丘集会所	
清瀬市立中央公園（テニスコート）	
清瀬市立下宿運動公園（広場）	
清瀬市立下宿第二運動公園（野球場）	
清瀬市立清瀬内山運動公園（野球場、サッカー場、テニスコート）	
清瀬市立下清戸運動公園（テニスコート）	
清瀬けやきホール	同ホール ☎042・493・4011
コミュニティプラザひまわり	同プラザ ☎042・495・5100
男女共同参画センター	同センター ☎042・495・7002
郷土博物館	同館 ☎042・493・8585
消費生活センター	同センター ☎042・495・6211
児童センター	同センター ☎042・495・7700
生涯学習センター	同センター ☎042・495・7001

社会福祉法人 上宮会 清瀬リハビリテーション病院

診療科目 内科、呼吸器科、消化器科、小児科、リハビリテーション科、歯科（総合リハビリテーション施設）

病床数 168床

診療受付時間

診療科目	時間
内科・小児科	月～金 9:00～11:30 13:00～16:30 （休診）土・日・祝
歯科	火・水・木 9:00～11:40 13:00～16:30

〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-3-33 ☎042-493-6111 <http://www.kiyose-reha.jp>

社会福祉法人 上宮会 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設） 上宮園

特 養 定員 100床

ショートステイ 定員 8床（他空床利用10床）

デイサービス 1日 25名

居宅介護支援事業所

特養・ショートステイ ☎042-493-6118 ☎042-494-1990 ☎042-491-3200

〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-3-31 <http://www.jyogu.com/jyoguen/>

広告欄

リフォームなら 新築そっくりさん！

ご予算内で子供と名世帯住宅へ孫の成長が楽しみです…

契約前から毎回時間に正確でした。やっぱり現場も正確でしたね…

住みながら工事信頼できた棟梁。老後も安心安全な住居になりました…

空家を賃貸へ未来の投資に相続・防犯対策にもなりました…

熊本地震耐えられました。そっくりさんの耐震補強のおかげです…

ご契約者様専用「お客様センター」生涯家の相談先。大手の安心です…

お問い合わせ・資料のご請求はお電話で。ホームページからどうぞ！ ☎0120-813-750 新築そっくりさん 東京

特集 Special Topics おとなも、子どもも、防犯対策

これからの季節は、夏休みなど外出する機会が増えると同時に、犯罪や事故の被害に遭うことも考えられます。子どもたちが安心して生活できる地域社会にするため、おとなが防犯に取り組み、また子どもたちが自身も犯罪に巻き込まれないための約束やルールを守るように話し合ひましょう。

問合せ 防災防犯課防犯係 ☎042・497・1848

子どもが巻き込まれる犯罪被害の特徴

◆犯罪の多発時間帯

子ども（小学生）が巻き込まれる犯罪被害が発生する時間帯で一番多いのは、「午後2時～6時」で、下校時から夕食時まで発生することが多くなっています。

◆親に話さない

被害にあったことを話すや怒られると思い、なかなか話してくれないこともあります。子どもの様子をよく見て、普段と異なるときはやさしく声をかけてあげてください。

子どもと話をう 4つの約束

知らない人についていけない

「犬と一緒に探して……」「おうちの人（お母さんなど）が呼んでいるから一緒に行く……」「おもちゃを買ってあげるよ」など、言葉巧みに子どもをつれていこうとします。知らない人には絶対についていけないようにしましょう。

1人で遊ばない

何人かで遊んでいれば、友達がおとなに危険を知らせることができず、年少者は、保護者の目の届かないようになってしまう。

4つの約束

- 1 知らない人についていけない
- 2 1人で遊ばない
- 3 迷ったとき、どこで誰と遊び、何時に帰るか伝える
- 4 危険なときは大声で叫ぶ

おとなの対応策

- 1 子どもの行動は、日ごろから把握しておく
- 2 子どもの変化を見逃さない
- 3 道路や公園、学校など安全な防犯環境を作る
- 4 巡回パトロールを実施する
- 5 不自然な子ども連れにはひと声掛ける、110番通報する
- 6 何かあったときに逃げ込める子ども10番の家などを把握し、子どもにも教えておく

特殊詐欺（振り込め詐欺）などにご注意を

高齢者を狙った「振り込め詐欺」などの被害が後を絶ちません。最近の手法は、百貨店員などを騙り、「あなたのクレジットカードが不正に利用されている。のちほど銀行協会職員がキャッシュカードを取りに行くので、暗証番号を教えしてほしい」と言い、その後、銀行協会職員を装った者が訪問し、キャッシュカードを受け取るといった手法が増加しています。

また、タンス預金を狙い、受け渡し場所を指定して、息子や孫の知人・会社の上司などを装って、直接現金を受け取る「手渡し型」の手法や、市役所職員を装って「還付金がある」と言い、ATMを操作を指示する手法などにも注意してください。

市内特殊詐欺発生状況（暫定値）

	平成27年	平成28年	平成29年5月末
発生件数	13件	7件	8件
被害額	5,691万円	2,953万円	1,085万円

特殊詐欺に遭わないために

- 1 親族から「電話番号が変わった」と言われたら、元の番号に掛けない
- 2 知らない人に現金を渡さない
- 3 ATMに誘導するのは間違いない詐欺

家族みんなで守りましょう！ 自転車安全利用五則

悪質・危険な運転を繰り返す自転車運転者に対し「自転車運転者講習制度」が義務付けられています。夏休み期間の今、自転車のルールとマナーを見直ししましょう。

問合せ 道路交通課交通安全係 ☎042・497・2096、東村山警察署 ☎042・393・0110

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
飲酒運転・2人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車は防犯登録及び保険加入を

自転車の所有者には、防犯登録が義務付けられています。必ず防犯登録をしてください。また、交通事故の損害を賠償できる保険に加入しましょう。